（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）

第三条の二　法第四十三条の八第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であって、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2　法第四十三条の八第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であって、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用済燃料貯蔵施設の保全上支障のない変更とする。

3　法第四十三条の八第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（設計及び工事の計画の認可の申請）

第四条　法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　略

四　工事工程表

五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

六　［略］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の十の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の八第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4　［略］

（変更の認可の申請）

第五条　法第四十三条の八第二項の規定により、認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　略

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五　変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　［略］

［条を加える。］

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第四条　法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第十一条に規定する使用済燃料貯蔵施設であって溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～三　同上

［号を加える。］

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

五　［同上］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十三条の八第三項第二号の設計及び工事の方法の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第四十三条の八第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4　［同上］

（変更の認可の申請）

第五条　法第四十三条の八第二項の規定により、認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～三　同上

［号を加える。］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五　［同上］